週刊住宅
2020年（令和2年）6月1日号
NO. 2911　（毎週月曜日発行）
年ぎめ購読料 18,164円本体・送料込み（税込み19,980円）

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル
電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070
問い合わせ：info@sjt.co.jp 情報提供：press@sjt.co.jp

CFネッツ流
新・大家実践塾

109

「個人農業の法人化」

農事組合・非公開会社を活用
個人の農地を生かす

大型スーパーなどが、より新鮮な産直野菜を確保するため、専門の別会社を設立して都市近郊で農業に参入する例は、今では珍しくない。しかし、2016（平成28）年、メガバンクの一角M銀行（3行ともイニシャルMですが……）が、秋田県大潟村で農業に参入するというニュースに接した際は、正直驚いた。

この年に農地法が改正され、役員の農作業従事要件が緩和されたことが引き金となったようだ。大企業が農業に続々と参入する流れをただ傍観することなく、今回は個人が持つ農地を生かして法人化し、さらに発展させていく途を考察していく。

【2号農事組合法人】

農事組合法人は、農協法第72条の10第1項に基づいて設立される法人で、農業に係る共同施設の設置または農作業の共同化を行う1号法人と、農業の経営を行う2号法人とがある。

農地を所有して農業を行うことができる法人を農地所有適格法人というが、そのひとつが2号農事組合法人となる。農業経営者本人だけでなく、農業に従事する家族なども構成員として認められているので、3人以上そろえば1家族だけで2号法人を立ち上げることができる。個人経営から2号法人化する場合には、申請日の属する年度以降、3カ年の農業（加工・販売等の関連事業を含む）売り上げの見込み額が、法人の総売上高の見込み額の過半を占めている必要がある。

【非公開会社】

非公開会社とは、株式譲渡制限を定款で定めた株式会社で、こちらも農地所有適格法人のひとつ。公開会社には農地所有が認められていないので、大型スーパーなどが農地を手に入れて農業に参入する際には、この非公開会社を別に設立している。

株式譲渡の承認機関は、取締役会設置会社では取締役会、非設置会社では株主総会が原則となる。2号農事組合法人で経営が軌道に乗り、資金調達力を高めて更に発展させようとする場合は、組織変更計画を作成して非公開会社に組織変更出来る（農協法第73条の3第4項）。また、既存の2号法人を農業生産に特化させ、農産物の加工・販売等を行う非公開会社を別に設立することも可能だ。

なお、冒頭で述べたように、16年に農地法の改正があり、農地所有適格法人（旧農業生産法人）の議決権要件と役員要件が緩和された。議決権要件は、常時従事者、農地提供者などの議決権が総議決権の4分の3以上から2分の1超に変更された。

役員要件の改正点は、原則年間60日以上農作業に従事する者が、従前は常時従事者である役員の過半でなければならなかったものが、役員または重要な使用人（農場長等）のうち1人以上と緩和されている。

■林愛州　鎌倉鑑定、不動産鑑定士

※5月25日付の同コラムの著者が小林雅裕とあるのは、林愛州に訂正します。